

愛媛労働局発表  
令和3年6月18日(金)

愛媛労働局 職業安定部 職業安定課  
担当 職業安定課長 梶 浩  
担当 地方雇用保険監察官 田中 通広  
電話：089-943-5221  
F A X：089-941-5200

## 四国中央公共職業安定所における文書の紛失について

愛媛労働局（局長 瀧原 章夫）は、四国中央公共職業安定所（所長 後藤 正）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

四国中央公共職業安定所（以下「四国中央所」という。）において、求職者Aさん（以下「Aさん」という。）から提出された、離職票、写真2枚、求職票、雇用保険失業給付の受給に関する申告書（以下「離職票等」という。）及び離職理由に係る証明書（以下「証明書」という。）を紛失する事案が発生した。

離職票等は、雇用保険の失業給付金を受けるための手続きに必要な書類であり、Aさんに係る氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、口座番号、電話番号、配偶者の氏名等が記載されていた。

#### 2 事実経過等

- （1）令和3年4月7日、四国中央所において、Aさんが雇用保険の受給手続きを行うために離職票等を提出し職員Xが受理したが、証明書が必要であったため、Aさんに説明し、後日の提出を依頼して離職票等を保管場所に格納した。
- （2）同年4月15日、Aさんから証明書が提出され、職員Yは同年4月7日に受理したAさんの離職票等と一緒にして保管場所に格納した。
- （3）同年5月6日の認定日にAさんが来所した際、職員YはAさんの受給資格者証が所定の場所になかったため、後日、受給資格者証をAさんに郵送することとした。
- （4）同年5月14日、職員Yが離職票等の審査に係る決裁済文書の整理を行ったところ、離職票等及び証明書が見当たらないことに気づいた。

- (5) 同年5月17日以降、システムへの入力状況、決裁処理の確認等を行い、Aさんから受領した離職票等及び証明書を紛失したこと、受給資格者証が作成されていないことが発覚し、同年6月1日にかけて徹底して捜索をしたが、離職票等及び証明書を発見することができず、紛失したものと判断した。
- (6) 同年5月19日及び同年6月9日、四国中央所長がAさん宅を訪問し、経過説明及び謝罪を行った。
- (7) 現在においても、離職票等及び証明書は発見に至っていないが、外部に持ち出す書類ではないため、四国中央所内において、誤ってシュレッダー処理した可能性が高いと考えられる。

### 3 発生原因

窓口で受理した文書全般の決められた場所への保管が徹底されていなかったこと、また、書類の廃棄時において、複数人で1枚ずつ確認しながらの処理が徹底されていなかったことから、不要文書に混入して誤廃棄した可能性が高い。

### 4 再発防止策

#### (1) 文書の保管場所について

窓口で受理した全ての受理文書については、受付簿等を作成することにより、文書を受理した記録及び各処理段階（受付、審査、決定など）の記録を残すとともに、決められた場所へ保管することを徹底し、これらの状況を、週2回、各所属の管理職等が確認することとする。

#### (2) 文書廃棄について

改めて、文書廃棄時における複数人での確認の徹底を指示し、シュレッダー処理を行う予定の不要文書は、新たに1週間以上の一時保管期間を設け、管理職が1枚ずつ確認した上で廃棄することとする。

#### (3) 再発防止策の点検について

労働局長を筆頭に、局幹部職員が、各所属における再発防止策（上記（1）及び（2））の実施状況の点検を、令和3年6月30日までに実施する。